

四国地区土地政策推進連携協議会における 四国財務局の情報提供について

1. 目的

四国財務局では四国四県に所在する国有財産の売却等を行っており、当局ウェブサイトへの掲載のほか、不動産情報サイトとの連携や宅地建物取引業者の媒介契約等を活用した積極的な情報発信による売却先の探索を行っているところです。

こうした中、相続土地国庫帰属法（令和3年法律第25号）の施行等に伴い、今後、所管する国有財産の更なる増加が見込まれるため、売却促進のための新たな取組みとして、今般、土地政策推進連携協議会へ加入させていただくことといたしました。

四国地区土地政策推進連携協議会への加入後、四国財務局が実施する国有財産の売却情報や一時貸付け情報等について情報提供させていただきますので、可能な範囲で関係先の方への回覧や施設内への掲示等にご協力いただきますようお願いいたします。

2. 情報提供の内容

国有財産の売却情報や一時貸付け等の暫定活用に関する情報

3. 情報提供の方法

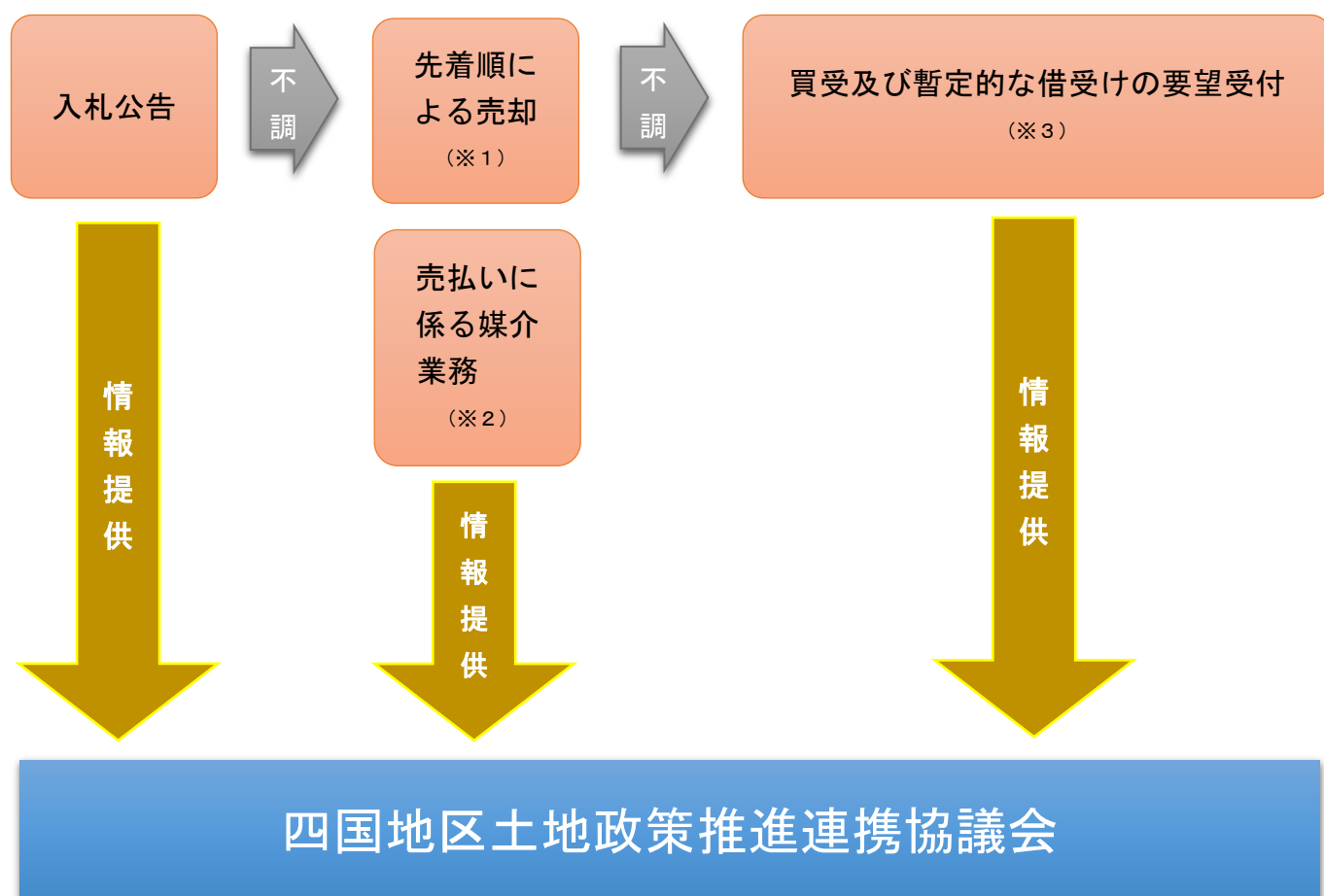
メールによる

- 四国財務局から四国地区土地政策推進連携協議会を經由して会員等へ情報提供を実施（市町村は各県経由）

4. その他

情報提供の頻度は、6回程度／年間を想定

四国地区土地政策推進連携協議会への情報提供（イメージ）



※1

先着順による売却とは、一般競争入札を実施した結果、売払相手方が決まらなかった物件を先着順にて売却するもの。

※2

売払いに係る媒介業務とは、一般競争入札を実施した結果、売払相手方が決まらなかった物件について、宅地建物取引業者に当該物件の売買の媒介を委託するもの。

※3

暫定的な借受けとは、利用できる機関や利用用途等により、「一時貸付け（3年以内）」、「3年を超える貸付け（3年超30年以内）」、「事業用定期借地権の設定による貸付け（10年以上30年以内）」の3種類の方法による貸付けを行うもの。